

問 1

既に介護ソフトの導入により記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）請求業務を一気通貫で行っている場合で、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務（業務効率化に資する退勤管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成など）用のソフトのみを導入する場合は補助の対象となるか。

（答）

対象となる。

ただし、タブレット端末等を導入する際にあたっては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等の貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

問 2

タブレット端末等ハードウェアのみ購入した場合も LIFE による情報収集に協力しなければならないのか。

（答）

情報収集に協力する必要がある。

問 3

タブレット端末等ハードウェアとは具体的にどのようなものが対象となるのか。

（答）

タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であり、例えば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものを対象とする。

なお、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。

問 4

既に見守り機器を導入している場合であっても、見守り機器をより効果的に活用するために必要な通信環境を整備する場合も補助対象となるか。

（答）

補助対象となる。

問 5

ICT 導入事業について、職員数の考え方如何。

(答)

職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も参入して差し支えない。また、この場合、常勤・非常勤の別は問わない。

なお、職員数については、事前協議時点における常勤換算法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（H11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて算出した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）として差し支えない。

問 6

年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から 1 年か、それとも当該年度末までか。

(答)

リースの場合（歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合）には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の 3 月末までの経費が対象となる。

問 7

毎月費用を支払う介護ソフトは「1 年分」が対象となるのか、それとも「当該年度の 3 月末まで」が対象か。

(答)

交付要綱「当該年度中」の経費を対象としており、当該年度の 3 月末までの経費が対象となる。

問 8

介護ソフト5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として良いか。按分して、当該年度3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

（答）

使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用権限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

問 9

(R3.7.30 修正)

補助事業者は、「法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた北海道内に所在する事業所」とされているが、総合事業（通所型サービス B 等）の事業所や共生型サービスの指定を受けた事業所も対象となるのか。

（答）

介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下、「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。一方、共生型サービスの指定を受けた事業所は、本事業の対象となる。

なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で購入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業所において利用することは可能である。

問 10

同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれ独立した1事業所として計2事業所とすべきか。併設されているので、1事業所とすべきか。

（答）

指定ごとに1事業所とカウントするため、併設されている場合は2事業所とする。

なお、効率的な運用を前提として機器を共有・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助した目的に反するような活用にならないよう留意していただきたい。

問 11

市直営の包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が使用するタブレット端末を本事業の対象として良いか。

(答)

市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることは差し支えない。

ただし、包括支援センターの整備費・運営費に充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく、地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とはできないため、留意していただきたい。

問 12

1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、一気通貫にすることによりサービス利用表（提供表）が見づらく業務が煩雑化してしまう場合がある。このような場合でも、一気通貫の要件は必要か。

(答)

包括報酬型であるなどサービス利用後との記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件を求めないものとする。

なお、業務効率化の観点から、可能な限り、一気通貫となる（転記が必要なくなる）介護ソフトの導入を検討されたい。

問 13

問1（答）において、「必ず介護ソフトをインストールの上」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP型の介護ソフト）は補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

問 14

介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、標準仕様導入の要件は対象外ということによいか。

(答)

標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、標準仕様対応要件は求めない。

問 15

一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。

(答)

お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要となるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。

なお、要綱第2条の5に記載のとおり、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。

問 16

既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）も対象として良いか。

(答)

差し支えない。

問 17

本事業により導入したタブレットに職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会（オンライン面会）を行う際に本事業で導入したタブレットを利用して良いか。

(答)

利用して差し支えない。

なお、オンライン面会を目的としてタブレット端末等ハードウェアを導入することは本事業の補助対象外となるので留意願いたい。

また、オンライン面会の実施にあたっては、介護保険最新情報 Vol.834（「高齢者施設等におけるオンライン面会の実施について」（令和2年5月15日付事務連絡））を参照いただきたい。

問 18

交付要綱第4条に掲げる事業のうち、「見守り機器の導入に伴う通信環境の整備事業」と「ICT導入事業」において実施するネットワーク機器の購入・設置の違いは何か。

また、両方の事業を活用して通信環境を整備することは可能か。

(答)

「見守り機器の導入に伴う通信環境の整備事業」については、交付要綱第4条に掲げる「介護ロボット導入事業」において、見守り機器を導入した際に併せて実施する通信環境整備が補助対象となる。

また、「ICT導入事業」については、交付要綱第2条の5に掲げるICT（介護ソフト）の導入に伴い実施するネットワーク機器の購入・設置が対象となる。

なお、「介護ロボット導入事業」及び「見守り機器の導入に伴う通信環境の整備事業」の対象となるものについては、「ICT導入事業」の対象とはならないので、留意願いたい。

問 19

既に介護ロボットを導入している事業所において、当該機器の付属品やオプション機器を追加で購入する費用は補助対象となるか。

(答)

補助対象にはならない。

問 20

同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、指定ごとに1事業所としてカウントする（問10）が、併設する事業所を含めて一括で同一の介護ソフトを導入し、施設全体でWi-Fi環境の整備を行う場合の補助対象経費はどのように計算されるのか。

(答)

併設する事業所を含めて一括で同一の介護ソフトを導入する場合や施設全体でWi-Fi環境を整備するなど、それぞれの事業所として申請すると補助対象経費が重複するような場

合は、各事業所の職員数により補助対象経費を按分した上で、それぞれの事業所で申請すること。

なお、空床を利用してサービス提供される指定短期入所療養介護及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（H11年厚生省令第37号）第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所（空床利用型）については、本体施設と併せて1事業所とする。

※職員数の考え方は問5のとおり

問 21

他の補助金との併用は可能か。

(答)

不可。

他の補助金等（人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）、IT導入補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等）を受けて導入する介護ロボット・ICT及び通信環境整備については、本事業における補助の対象とはならない。

問 22

(R3.7.30 修正)

事業の採択について、優先順位などはあるか。

(答)

北海道の予算額を上回る応募があった場合は、次に掲げる事業所を優先する場合がある。

- ・ これまでに本補助金の交付を受けていない事業所
- ・ 今回の事業実施により、新規に介護ロボットや介護ソフトを導入する事業所
- ・ LIFE への情報連携を予定している事業所

そのほか、個別に購入台数の調整等、協議する場合があることについて、予め了承されたい。

問 23

親会社から子会社への販売等、関連法人の間に販売されるソフトウェアは、本事業の対象となり得るか。

(答)

関連法人であっても、法人格が異なる法人間での販売やリース等を含む契約が発生するものは、本事業の補助対象とする。

なお、同一法人内でソフトウェアを提供していて、他の事業所に対して一般販売しており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になるが、当該事業所の職員がソフトウ

エア販売やサポート業務等を担っていたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、補助対象とはならない。

また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるソフトウェアの開発に要する経費は補助対象とならない。

問 24

(R3 追加)

交付決定前に購入（発注）した機器等は補助対象となるか。

(答)

補助対象とならない。

問 25

(R3 追加)

介護ロボット導入事業で見守り機器を導入することにあわせ、既存のナースコールを見守り機器と連動可能なもの買い換える場合、ナースコールの購入費用は補助対象となるか。

(答)

ナースコール本体の購入・改修については、「介護ロボット」に該当しないことから、補助の対象とはならない。ただし、見守り機器の購入に併せて、機器を最大限活用するためにナースコールと接続するための中継ユニット等を購入する費用は補助対象となる。

問 26

(R3.7.30 修正)

令和2年度に ICT 導入事業により補助を受けた事業所が、本年度以降に再度補助の申請をすることは可能か。また、その場合の職員数区分の考え方如何。

(答)

事業の目的に照らし、原則として1事業所が受けられる補助は1回とすることを想定している。ただし、端末を追加する場合等、それまで受けた補助金の合計額が申請年度の基準額の範囲内であれば、複数回の申請が可能である。その場合の補助上限額は、申請年度の基準額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額となる。職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定することとなる。ただし、対象となるのは申請年度に導入した機器やソフトウェアに対するリース、保守、サポート費用等が対象となり、過年度に本事業により導入した機器やソフトウェアに対するものは対象とならない。

問 27

(R3.7.30 追加)

オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。

(答)

ICT 導入事業の補助対象となるタブレット端末等については、訪問先でデータの入力を行う等、持ち運んで使用するものを想定している。そのため、補助対象経費として、「事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。」としており（問3参照）、サーバー機は対象とならない。

問 28

(R3.7.30 追加)

ICT 導入事業について、交付要綱 5 (3)に規定する「研究開発品」の考え方如何。

(答)

この規定は、本事業により補助する介護ソフトについての考え方について示したものであり、本事業による補助により研究開発を行うことがないよう規定したものである。そのため、事業所において独自開発した介護ソフトの使用を制限したものではない。

問 29

(R3.7.30 追加)

ICT 導入事業の 3 / 4 の補助率となる要件のうち、「データ関係関係」について、標準仕様の対象とならないサービス事業所・施設からの申請に対する考え方如何。

(答)

標準仕様は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間でやり取りされる、ケアプラン第1表（居宅サービス計画書（1））、第2表（居宅サービス計画書（2））、第6表（サービス利用票）、第7表（サービス利用票別表）について、データ交換するための項目や書式、選択等を定めたものである。標準仕様の対象とならないサービス事業所・施設については、居宅介護支援事業所とのデータ関係が不要であり、施設サービス計画書等の施設ケアプランの作成・共有については基本的要件である「転記不要（一気通貫）」として確認することが望ましいため、施設ケアプランの施設内共有のみを持って 3 / 4 の補助率とはならない。ただし、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）等、居宅サービス計画書に類する書類を居宅サービス事業所等とやり取りをしていて、データ連携によりさらなる転記不要（一気通貫）が図れることが計画書から判断できる場合は 3 / 4 の補助率と判断する。

問 30

(R3.7.30 追加)

ICT 導入事業の 3 / 4 の補助率となる要件のうち、「LIFE 対応関係」について、LIFE の活用が要件となる加算を算定できるサービスを提供する事業所のみが対象となるのか。

(答)

LIFE の活用が要件となる加算を算定できないサービス事業であっても、LIFE を用いてデータ提供を行い、フィードバックを活用した PCDA サイクルによるケアの質の向上に取り組むことは可能であり、加算の算定の有無にかかわらず、LIFE を活用する全てのサービス事業所を対象とする。